

《用水路に橋を架けられる方へ》

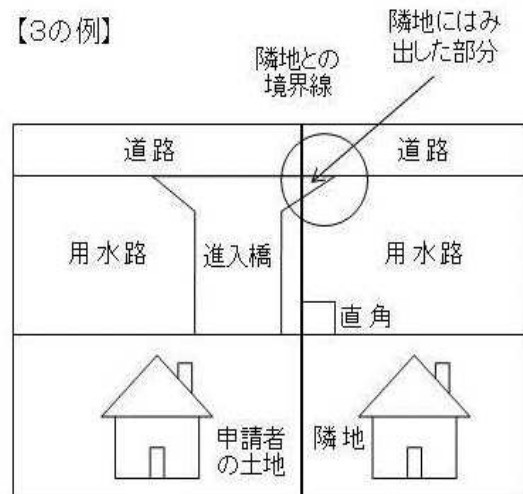
公共施設である用水路に橋を架ける場合は、岡山市公共物管理条例に基づき、あらかじめ、市長の許可を受けなければなりません。

用水路は適正な管理をするうえでは開渠が原則であり、私的利用については、やむを得ない場合に限り必要最小限度の範囲で許可しているところであり、「水路を挟んだ道路と敷地を結ぶ進入橋を許可対象としており、1画地1橋、他に接道がある場合は認めない」ことを原則としております。

◎一般的な許可基準は次のとおりです。

- 1 用水路の上は、物を置いたり、駐車場として使用をしてはいけません。そのような目的で使用する進入橋（以下、「橋」という。）については許可できません。
- 2 橋を架ける先が国道・県道・市道の場合は、道路法第24条に基づく申請が道路管理者に対して必要です。
- 3 申請者以外の土地の前にはみ出して橋を架ける場合は、その土地所有者の同意書が必要です。
- 4 橋は6m以下の必要最低限度の幅員でなければなりません。
- 5 橋の幅員が5mを超える場合は、橋に点検口を設置しなければなりません。
- 6 原則として、敷地の一方が道路に接しており、接道要件が満たされる場合には許可されません。

【3の例】



- 7 橋の構造は、基本的に鉄筋コンクリート製の床板橋とし、安全性の検証等がなされているものであれば、ボックスカルバート、落ち蓋式側溝、可変側溝、鋼製橋についても許可できますので、構造計算書など、強度及び耐久性を証明する資料を持参のうえ、担当者に相談をしてください。
- 8 橋の強度（耐荷重）は使用目的に応じたものとします。（道路法など他法令により強度の規定がある場合はそれに従ってください）。
- 9 橋（橋台）は水路護岸に直接荷重がかからない構造にしてください。
護岸が石積みであるなど強度が低い場合、またはボックスカルバート等で橋架けする場合は、申請者において護岸改修を行ってください。

◎橋の所有者の遵守事項は次のとおりです。

- 1 橋の利用が原因となり、その下の護岸が破損した場合は、橋を利用した原因者と橋の所有者で護岸の復旧をしなければなりません。
- 2 ボックスカルバート等の設置に伴い改修した水路擁壁や下部は、橋の所有者が管理しなければなりません。
- 3 橋の通行に際して、必要に応じた安全対策を行ってください。
- 4 橋の下の水路清掃は、通水に支障がないよう適宜行ってください。
- 5 橋が不要となった場合は、ただちに撤去しなければなりません。
- 6 橋梁架設に伴う公共物の使用許可の期間は5年度以内となります。期間の満了後も引き続いて公共物を使用するときは、許可の更新申請が必要です。

◎特別な事情により許可を必要とする場合は、敷地利用計画図、軌跡図をはじめ可能な限りの資料を持参のうえ、担当者に相談をしてください。

◎お問い合わせは、設置箇所の所在地ごとに、次の窓口へお願いします。

所在地	担 当 課	電話番号（直 通）
北 区	北区農林水産振興課 (土木農林分室・御津、建部支所管内を除く。)	(0 8 6) 8 0 3 - 1 6 6 2
	北区土木農林分室	(0 8 6) 2 8 6 - 9 0 9 3
	北区御津支所産業建設課	(0 8 6) 7 2 4 - 1 1 1 4
	北区建部支所産業建設課	(0 8 6) 7 2 2 - 1 1 1 3
中 区	中区農林水産振興課	(0 8 6) 9 0 1 - 1 6 2 3
東 区	東区農林水産振興課（瀬戸支所管内を除く。）	(0 8 6) 9 4 4 - 5 0 4 3
	東区瀬戸支所産業建設課	(0 8 6) 9 5 2 - 1 1 1 4
南 区	南区農林水産振興課（灘崎支所管内を除く。）	(0 8 6) 9 0 2 - 3 5 2 1
	南区灘崎支所産業建設課	(0 8 6) 3 6 3 - 5 2 0 3

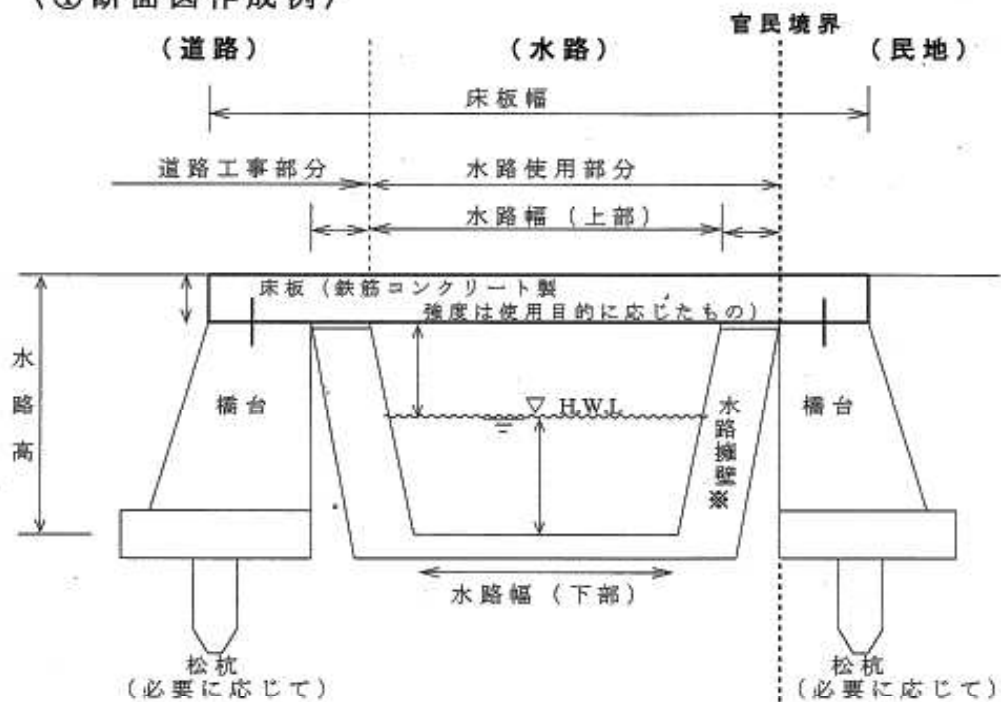
【図面の作成について】

☆ 断面図及び平面図等の図面は、下記を参考に作成してください。

《作成上の注意事項》

- ※図面中に矢印のある箇所は寸法を記入してください。
- ※水路擁壁の構造も記入してください。(コンクリート、石積み等)
- ※擁壁に床板の荷重が直接かからないように橋台を設置してください
- ※下記作成例はあくまで例ですので、現場状況等により構造については適宜変更してください。ご不明な点があれば、事前に担当者までご相談ください。

〈①断面図作成例〉



〈②平面図作成例〉

